

平成 30 年 2 月 7 日

平成 29 年度におけるユネスコ無形文化遺産への提案候補の選定について

2月7日（水）に開催された文化審議会無形文化遺産部会において、「伝統建築工芸の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」が本年度のユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への提案候補として選定されましたので、お知らせいたします。

選定保存技術から登録されれば、初めての例となります。

なお、「伝統建築工芸の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の提案については、無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議（2月中旬以降開催予定）において審議の上、3月末にユネスコに提案書を提出する予定です。

（参考）今後の予定

平成 30 年 2 月中旬以降	無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において審議
平成 30 年 3 月末	ユネスコ事務局に提案書を提出
これまでの例から見込まれる予定	
平成 31 年 3 月末	ユネスコ事務局に提案書を再提出
平成 32 年 10 月頃	評価機関による勧告
平成 32 年 11 月頃	政府間委員会において審議・決定

<担当>

（ユネスコ無形文化遺産全般に関して）

文化庁文化財部伝統文化課文化財国際協力室

室長補佐 濱田（内線 3056）

係長 米岡（内線 2870）

（今回の提案内容に関して）

文化庁文化財部参事官（建造物担当）

修理指導部門調査官 黒坂（内線 2796）

電話：03-5253-4111（代表）

FAX：03-6734-3820

選定物件

ユネスコ無形文化遺産（人類の無形文化遺産の代表的な一覧表）への記載に向けて、今年度提案することが適當と思われる案件として、「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を選定する。

選定理由

文化審議会としては、ユネスコに提案したものの未審査のままの案件（Pending files）5件（綾子踊、諸鈍芝居、多良間の豊年祭、建造物修理・木工、木造彫刻修理）について、これまでの方針に基づきグルーピングを行った上で、優先的に提案することとしていた。

そのため、今年度はこれら5件のグルーピングについて、審議を重ねてきた。審査制限による2年に1度の機会を着実に捉えるためには、登録基準となる5つの要件、すなわち、①条約第2条の「無形文化遺産」の定義に沿っていること、②文化的多様性を反映し、人類の創造性の証明に貢献すること、③保護措置が図られていること、④関係コミュニティの同意があること、⑤国内の目録に含まれていること、を全て満たす必要がある。

これらを総合的に勘案した結果、今年度の選定候補については、現時点で最も準備が整っていると判断される「建造物修理・木工」を中心にグルーピングした「伝統建築工匠の技：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」を選定することとした。

提案概要

1. 名 称

伝統建築工 匠の技^{こうしょう}：木造建造物を受け継ぐための伝統技術

2. 内 容

木・草・土などの自然素材を建築空間に生かす知恵、周期的な保存修理を見据えた材料の採取や再利用、健全な建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な木工・屋根葺^{ぶき}・左官^{さいかん}・装飾^{そうしき}・置など、建築遺産とともに古代から途絶えることなく伝統を受け継ぎながら、工夫を重ねて発展してきた伝統建築技術。

3. 分 野

伝統工芸技術、自然及び万物に関する知識及び慣習

4. 構 成

国の選定保存技術のうち以下の14件。

「建造物修理」、「建造物木工」、「檜皮葺^{ひわだぶき}・柿^{こけらぶき}葺」、「茅葺^{かやぶき}」、「建造物装飾」、「建造物彩色^{さいしき}」、
 「建造物漆塗^{うるしぬり}」、「屋根瓦葺^{がわらぶき}（本瓦葺）」、「左官（日本壁）」、「建具製作」、「置製作」、
 「装潢修理技術^{そうこう}」、「日本産漆生産・精製」、「縁付金箔製造^{えんつけきんぱく}」

5. 保護措置

伝承者養成、研修発表、技術・技能鍛磨、記録作成、原材料・用具の確保 等

6. 提案要旨

○木工・屋根葺^{ぶき}・左官・装飾^{そうしき}・置などの伝統建築修理の技術は、木・草・土などの脆弱^{ぜいじやく}な自然素材で地震や台風に耐える構造と豊かな建築空間を生み出し、法隆寺をはじめとする歴史的建築遺産に不可欠な保存修理においては、建築当初の部材とやむを得ず取り替える部材との調和や一体化を実現する高度な技術であり、棟梁^{とうりょう}を中心とする職種を越えた組織の下、伝統を受け継ぎながら、工夫を重ねて発展してきた。

○歴史的建築遺産と技術の継承を実現する適切な周期の保存修理は、郷土の絆^{きずな}や歴史を確かめる行事であり、多様な森や草原等の保全を木材、檜皮、茅、漆、い草などの資材育成と採取のサイクルによって実現するなど、持続可能な開発に寄与するものである。

○このような「伝統建築工 匠の技^{こうしょう}：木造建造物を受け継ぐための伝統技術」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は、法隆寺をはじめとする世界文化遺産となった木造建造物や、日本の建築文化を支える無形文化遺産の保護・伝承の事例として、世界の建築に関わる職人や専門家との技術の交流、対話が深められ、国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

**こう しょう
伝統建築工芸の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術**

選定保存技術		保存団体
1	建造物修理	(公財)文化財建造物保存技術協会
2	建造物木工	(公財)文化財建造物保存技術協会
		NPO法人日本伝統建築技術保存会
3	ひわだぶき こけらぶき 檜皮葺・柿葺	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会
4	かやぶき 茅葺	(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会
5	建造物裝飾	(一社)社寺建造物美術保存技術協会
6	建造物彩色	(公財)日光社寺文化財保存会
7	うるしぬり 建造物漆塗	(公財)日光社寺文化財保存会
8	がわらぶき ほんがわらぶき 屋根瓦葺(本瓦葺)	(一社)日本伝統瓦技術保存会
9	左官(日本壁)	全国文化財壁技術保存会
10	建具製作	(一財)全国伝統建具技術保存会
11	畳製作	文化財畳保存会
12	そうちょう 装潢修理技術	(一社)国宝修理装潢師連盟
13	日本産漆生産・精製	日本文化財漆協会
		日本うるし搔き技術保存会
14	えんつけ きんぱく 縁付金箔製造	金沢金箔伝統技術保存会

14件(13団体)

1. 建造物修理（けんぞうぶつしゅうり）

選定年月日：昭和51年5月4日

保存団体名：(公財) 文化財建造物保存技術協会

概要：

我が国における文化財建造物の保存修理は120年以上の伝統をもち、現在まで約2,200棟の建造物が根本修理を受けている。これらの建造物は7世紀から20世紀初頭まで約1300年にわたる各時代の遺構で、その種別は社寺、城郭、住宅、墓碑、^{きょうりょう}橋 梁等あらゆる分野にわたっており、構造も木造、石造、煉瓦造等多岐にわたり、また地域差や工匠の系統による差異もある。したがってその保存修理に当たる技術者には高度な専門知識に基づく技術が要求され、この修理技術は文化財建造物の保存には不可欠のものである。



建造物修理中堅研修の様子

2. 建造物木工（けんぞうぶつもっこう）

選定年月日：昭和51年5月4日

保存団体名：(公財) 文化財建造物保存技術協会, NPO 法人日本伝統建築技術保存会

概要：

我が国の建造物は近年まで木造がその主流であり、したがって建築技術は木工技術によって代表され、それは世界に類例稀なほど精巧な成果を示すものである。しかし、近年では、材料、工具等の変化や、いわゆる近代建築の隆盛に伴って、古式の木工技術を体得する者は少なく、しだいに技術水準が低下しつつある。特に文化財建造物の保存修理に当たっては、各時代の木工技術の正確な踏襲、再現が求められるところから、現在数少ない木工技能者が体得している古式の木工技術を伝承し、鍛磨してその水準を確保する必要がある。



古式の木工技術による修理の様子

3. 檜皮葺・柿葺（ひわだぶき・こけらぶき）

選定年月日：昭和51年5月4日

保存団体名：（公社）全国社寺等屋根工事技術保存会

概要：

檜皮葺及び柿葺の技術は、建造物の屋根葺技術として我が国特有のものである。この技術の発祥は詳らかでないが、檜皮葺は8世紀の中ごろに既に用いられており、柿葺は古く発生した板葺を源流とし、中世の末にはその技法が定着し大成したとみられている。現在、多数の檜皮葺・柿葺の建造物が、重要文化財として保護されており、これらの建造物を保存するためには檜皮葺・柿葺の技術は欠くことのできないものである。しかるに、指定文化財以外では若干の社寺建築にその需要があるとはいえ、一般建築界では全く用いられない技術であって、このため、伝承は困難となりつつある。



檜皮採取の様子



檜皮葺の様子



柿葺の様子

4. 茅葺（かやぶき）

選定年月日：昭和55年4月21日

保存団体名：(公社) 全国社寺等屋根工事技術保存会

概要：

茅葺は、我が国では草葺の一種として古くから建造物の種類と地域を問わず広範囲に使用され、農・山村の民家では、今なお若干ながらそれを見ることができる。しかし、一般には茅場制度の消滅と原野の開発によって良質の茅が得られなくなり、「茅手」と呼ばれた葺師も年とともに減少し、現在では兼業としてわずかにその技術を伝えているにすぎず、それも老齢化して、一般的の需要がない今日では、専業として成り立たないことから後継者を育成することも困難となっている。

茅葺は、古代に行われたと考えられる「元吊り」の工法から次第に改良されて近世には既に現在みられる工法になっていたと思われるが、なお地域的には幾つかの技法の差がみられ、それが茅葺の地方色として伝統的に残されている。

現在重要文化財として保存されている茅葺の建造物を維持し、後世に伝えるためには茅葺の技術は欠くことができない重要な技術である。



茅葺の技術

5. 建造物装飾（けんぞうぶつそうしょく）

選定年月日：平成19年9月6日

保存団体名：(一社) 社寺建造物美術保存技術協会

概要：

文化財建造物を装飾する技術には、漆塗^{うるしぬり}、彩色^{さいしき}、鎔金具製作^{かぎり}、鑄物製作^{いものつくり}などがある。特に仏教伝来とともに様々な技術が伝わって、古代仏堂が華麗に彩られ、やがて寺院以外の建造物にも盛んに用いられるようになった。

これらの技術は、建造物を装うという意匠性だけでなく、部材表面の風化抑制などの機能性も担っている。建造物の修理においては、その両者を考慮して適切な技法を吟味して施工する必要があり、そのためには豊富な知見と熟練が求められる。

また建造物の保存修理を適切な周期で行うためには、これらの技術の円滑な継承が必要となるが、一般建築における需要が少ないために、継続的かつ効果的な技術伝承が困難となっている。



鎔金具技術研修の様子

6. 建造物彩色（けんぞうぶつさいしき）

選定年月日：昭和54年4月21日

保存団体名：(公財) 日光社寺文化財保存会

概要：

我が国における建造物彩色は、仏教の伝来とともに大陸から移入されたと考えられ、平安時代になると大陸直伝の技法から日本的なものとして洗練され、華麗な発達を遂げた。中世では仏塔の内部等にその伝統が受け継がれ、中期からは、素木造を基本とした神社建築にも取り入れられ、特に室町末、桃山時代には漆を加えて建物内外ともに豪華絢爛な彩色を施す技法が発達した。

近代では、油性塗料や合成染料が建築彩色の主流となり、また、天然顔料の資源不足や技術者の減少などもあって、文化財の保存修理以外に古式の建造物彩色は行われていないのが現状である。

このように特殊な技術である反面、文化財の保存には不可欠な技術である。



彩色の様子

7. 建造物漆塗（けんぞうぶつうるしぬり）

選定年月日：平成28年9月30日

保存団体名：(公財) 日光社寺文化財保存会

概要：

獨特の色艶を持つ漆塗は、彩色・鎔金具とともに我が国の建造物を莊厳する技術として欠かせないものである。漆塗の技法は、部材となる木地を固めた後、ひび割れ防止や補強を施し、下地材を塗っては研ぎ出すという工程を何度も繰り返して下地を平滑にした後、精製した中塗漆、上塗漆によって仕上げる。保存修理においては、旧塗膜の劣化を見極め、破損した塗層までを搔き落とし、必要な工程からなる塗りを施す。使用する工具、漆の調合法や塗り技法は、それぞれの工程で異なり、専門的知識や経験とともに熟達した技術が要求される。

建造物漆塗の技術は、社寺など伝統的な建造物の保存に不可欠であるが、近代以降、油性塗料や合成塗料が建築塗装の主流となり、技能者の減少が危惧されている。



漆塗の様子

8. 屋根瓦葺（本瓦葺）（やねがわらぶき（ほんがわらぶき））

選定年月日：平成6年6月27日

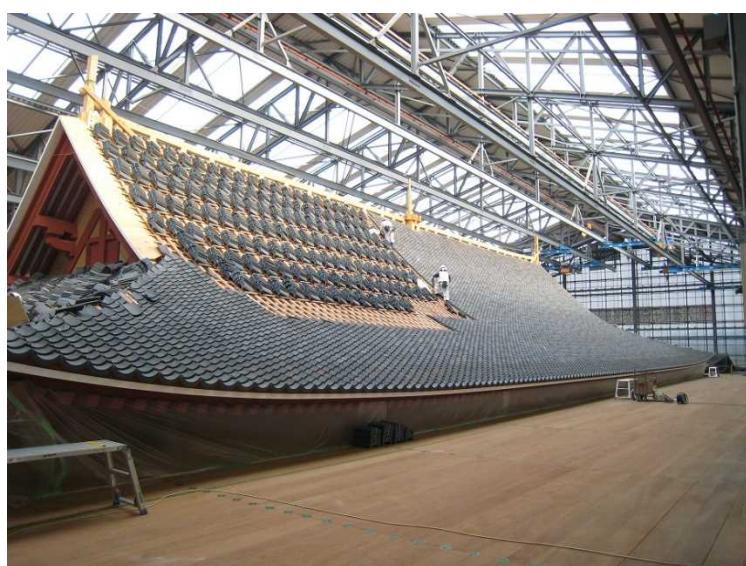
保存団体名：(一社) 日本伝統瓦技術保存会

概要：

寺院建築や城郭建築をはじめとする我が国の伝統的な建造物には
本瓦葺が多く用いられている。

本瓦葺の技術は、再用可能な古瓦をどこまで使用できるかを判別し、新しい瓦との調和のとれた使い方、棟や谷部の雨や強風に対する対策を考え、軒の反りや屋根の優美な曲線を伝統的技術で葺き上げるためには、高度な判断と技能が要求されることから、文化財建造物の保存修理工事において最も重要な技術の一つである。しかし、一般の建築において本瓦葺の需要が少なくなったことから、この技能を高度に体得した技能者は次第に減少しつつあることから、本瓦葺技術の保存を図り技術の伝承と後継者の育成を図る必要がある。

本瓦葺の技術は、本瓦葺の文化財建造物の保存修理には欠くことのできない技術の一つであるが、これを高度に体得している者は少ない。



本瓦葺の様子

9. 左官（日本壁）（さかん（にほんかべ））

選定年月日：平成14年7月8日

保存団体名：全国文化財壁技術保存会

概要：

左官の職名は近世初期には見られ、それ以前には「泥工」「壁塗り」とも称された。我が国の伝統的左官技術には、表面を土で仕上げる古式京壁と、漆喰仕上げとする漆喰壁があり、日本壁と総称される。

良質の日本壁を製作するためには、各種素材の吟味から施工まで高度な熟練が必要であり、文化財建造物修理においては、製作された壁の強度や美観が修理工事の良否に大きく影響する。しかし、日本壁製作のような湿式工法には十分な工期と熟練が必要であるため、近年の一般建築においては乾式工法が主流となっている。また湿式工法についても、モルタル下地の上に合成樹脂系資材で仕上げる工法などが一般化していることから、良質な日本壁を製作できる技術者が激減している。



壁研修の様子（大津壁実技）

10. 建具製作（たてぐせいさく）

選定年月日：平成11年6月21日

保存団体名：(一財) 全国伝統建具技術保存会

概要：

建具の製作は木取り，矯正，削加工，寸法決め，仕口加工，仕上加工，組立の順で行われる。小片の部材を複数組み合わせて作られ，大工仕事とは異なり，一厘，二厘をゆるがせにできず，また，隠れるところがほとんどないため仕事に逃げ場がなく，わずかな狂いやキズも許されず，極めて細かい神経と高度な技術，それに豊富な経験が必要である。近年の一般建築界では，建具を修理して使用することがほとんどなく，古い形式をもつ建具を作ることも少なくなり，高度な技術を体得した者も希少で，伝統的な技術が失われつつある。



建具研修の様子

11. 置製作（たたみせいさく）

選定年月日：平成16年9月2日

保存団体名：文化財畳保存会

概要：

畳は、貴族邸宅である寝殿造建築での座具や寝具、寝台の上敷として使用され、後に、室内周囲に「追い回し」に敷かれたり、室内全体に敷き詰められるようになった。やがて室町時代ころには書院造建築の発展とともに畳を敷き詰める習慣が広まり、近世以降、一般住宅にも徐々に浸透した。

畳は、稲藁いなわらを交互に積み重ねて麻糸で縫い締めた畳床たたみどこに、い草を編んだ畳表たたみおもてを張り、両側に畳縁たたみべりを縫い付けて仕上げる。

畳製作技術は、多様な規模や形状の部屋を正確に採寸して、規格外の畳を加工し、特殊な紋縁もんべりを畳相互の紋合わせに注意して縫い付け、敷き込む技術で、その一連の工程には高度な熟練を要する。しかし近年の一般建築では、軽量化のため新建材等を使用した畳床が普及し、また紋合わせの必要な紋縁が使用されることも少なくなり、伝統的な畳製作技術を有する技能者が激減している。



畳製作の様子

12. 装潢修理技術（そうこうしゅうりぎじゅつ）

選定年月日：平成7年5月31日

保存団体名：(一社) 国宝修理装潢師連盟

概要：

我が国では絵画、書跡、古文書などの文化財が、千数百年から数百年の永い年月を経て、今日に伝わっている。特に我が国特有の高温多湿の気象条件の下では、湿気、カビによる腐食や虫害による損傷が起こりやすく、必ずしも恵まれた環境とはいえない。こうした中で、多くの文化財が今日に伝えられたのは文化財を大切にした先人たちの努力に負うところが少なくないが、優れて伝統的な保存修理技術：装潢の技によるところが大きかった。この点は世界的にも類例まれなこととして、特に近年は関係方面を始め各国においても注目されているところである。

我が国伝来の書画類は四季の温湿度変化の影響を受けやすい紙や絹を主材料とするものが多くいため、原状のままに伝来するものは稀で、いずれも本紙を紙、糊によって補強した巻子、掛幅、屏風、折帖などの様々な表具の形態に仕立てられて伝わっている。換言すれば、これら文化財は紙、糊による裏打によってのみ本体の保存が図られているといつても過言ではない。それゆえ、こうした脆弱な文化財を後世に維持、保存していくためには、50年から100年を周期として、本紙を支える裏打紙の打替が必要となっている。これらの修理は、表具の解体、解装から旧裏打紙の除去、繕い、裏打替から表具仕立てへの工程を要するもので、各形態の文化財が容易に解体され、新たな生命によって甦ることが常に可能な状態にあるべきことが要求されるのである。この修理に当たっては、当然のこととして伝統的な技術に裏付けられた卓越した装潢の技が必要不可欠となっている。



障壁画取り外し作業

13. 日本産漆生産・精製（にほんさんうるしせいさん・せいせい）

選定年月日：昭和51年5月4日

保存団体名：日本文化財漆協会、日本うるし搔き技術保存会

概要：

日本産漆は透明度、接着力、堅牢度等に優れており、漆芸の制作や漆工品等の保存修理に不可欠の原材料である。漆生産に関する技術には、漆樹の植栽及びその保育・管理、成長した原木からの漆液の採取（漆搔き）等がある。なかでも、搔き鎌や搔き籠などを用いて、樹幹につけた傷から滲み出る生漆を採取する技術（漆搔き技術）は重要なものであり、漆樹を傷めず良質な漆を多く採取するには高度な技量が要求され、長年の経験を積んだ専門の技術者（漆搔き職人）によって行われているが、近年、技術者の減少及び高齢化が急速に進んでいる。



漆搔き研修の様子

14. 縁付金箔製造（えんつけきんぱくせいぞう）

選定年月日：平成26年10月23日

保存団体名：金沢金箔伝統技術保存会

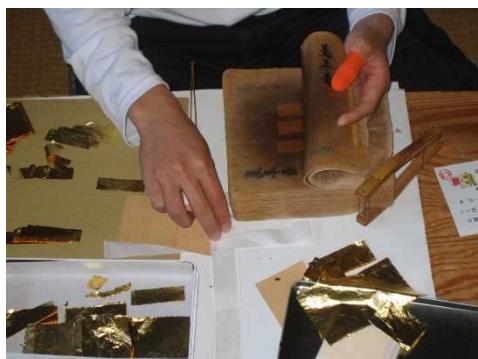
概要：

縁付金箔製造は、箔打ち専用の手漉和紙を加工した箔打紙に金を挟んで打ち延ばし、金箔を製造する技法である。

正方形に仕上げた箔を箔合紙に重ねた時、箔合紙の寸法が金箔を縁取るように一回り大きいことから、完成した箔のほか、その製法も縁付けと呼ばれる。

縁付金箔製造の技術内容は、澄工程、箔工程、紙仕込み工程の3つに大別される。澄工程は、純金に微量の銀と銅を加えた合金を打ち延ばし、厚さ1,000分の1ミリメートルの澄を仕上げる工程である。箔工程は、澄と箔打紙を交互に重ねて薄く打ち延ばし、厚さ10,000分の1ミリメートルの箔を製造する工程である。紙仕込み工程とは、専用の特殊な手漉和紙を澄又は箔の打紙として仕立てる工程である。澄打紙の仕込みは、ニゴ（稲藁の芯部）を主原料とする手漉和紙を用い、湿らせて機械を叩く工程を繰り返すものである。箔打紙の仕込みは、泥土が添加された箔打ち専用の手漉きの雁皮紙を原紙（下地紙と呼ばれる）とし、湿らせた下地紙を機械で繰り返し叩いた後、稲藁の灰の灰汁に柿渋等を染み込ませて叩くことを繰り返す工程で、この工程が箔の仕上がりに大きく影響する。

縁付金箔は極めて薄く、しなやかで大きく、色艶に優れ、無形文化財の工芸技術による作品製作や有形文化財の保存修理には欠くことのできない原材料である。



紙仕込み工程



箔工程

ユネスコ無形文化遺産について

(参考資料)
2017年12月15日現在

条約の概要

2003年 **無形文化遺産保護条約** 採択 [2004年 日本締結(世界で3番目), 2006年 発効]

※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択, 1975年発効)

【目的】 ■ 無形文化遺産の保護

■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表**」(代表一覧表)の作成

■ 「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成

■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数: 175

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等 [現在 21件]

世界全体では399件

■ 重要無形文化財

■ 文化審議会決定

■ 重要無形民俗文化財

■ 情報照会

2008	能楽 能 のうがく	人形淨瑠璃文楽 人形淨瑠璃文楽 にんぎょうじょうるりぶんらく	歌舞伎 歌舞伎 かぶき
2009	雅樂 雅樂 ががく	小千谷縮・越後上布【新潟】 小千谷縮・越後上布 おぢやぢぢみ・えちごじょうふ	早池峰神樂【岩手】 早池峰神樂 はやちねかぐら
	飯島のトシドン【鹿児島】 こしきじまのとしどん	奥能登のあえのこと【石川】 おくのとのあえのこと	秋保の田植踊【宮城】 秋保の田植踊 あきうのたうえおどり
	チャッキラコ【神奈川】 ちやっきらこ	大日堂舞楽【秋田】 だいにちどうぶがく	アイヌ古式舞踊【北海道】 アイヌ古式舞踊 あいぬこしきぶよう
2010	組踊 組踊 くみおどり	結城紬【茨城・栃木】 結城紬 ゆうきつむぎ	
2011	壬生の花田植【広島】 みぶのはなたうえ	佐陀神能【島根】 さだしんのう	【情報照会】本美濃紙、秩父祭の屋台行事と神楽、高山祭の屋台行事、男鹿のナマハゲ ほんみのし ちちぶまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ
2012	那智の田楽【和歌山】 なちのでんがく		
2013	和食;日本人の伝統的な食文化 わしょく にほんじんのでんとうてきなしきぶんか		
2014	和紙:日本の手漉和紙技術【石州半紙、本美濃紙、細川紙】 わし にほんのてすきわしきじゅつ せきしゅうばんし ほんみのし ほそかわし		※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
2016	山・鉢・屋台行事 やまほこやたいぎょうじ	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉢行事【京都】、日立風流物【茨城】に、国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し、計33件の行事として拡張登録。	
提案中	來訪神:仮面・仮装の神々 らいほうしん かめんかそのかみがみ	※飯島のトシドンに、重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】、能登のアマメハギ【石川】、宮古島のパーントゥ【沖縄】、遊佐の小正月行事(アマハギ)【山形】、米川の水かぶり【宮城】、見島のカセドリ【佐賀】、吉浜のスネカ【岩手】、薩摩硫黄島のメンンドン【鹿児島】、悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張提案【2017年3月末提案】	

登録までの流れ

■ 締約国からユネスコに申請(毎年3月)

〔毎年、各国1件の審査件数の制限〕

* 2018・2019年は2年に1件の審査保障

* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先

■ 評価機関による審査



■ 政府間委員会において決定 (翌年11月頃)

- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer) ⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

■ 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。
(a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
(d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。
4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。
5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。